

審 第 5 7 3 号
答 申 第 2 3 3 号
令和元年6月6日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年3月22日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第210号

平成29年2月7日付けで審査請求人から提起された自己情報不開示決定（平成28年12月21日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年12月21日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年12月6日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成26年〇〇月中に私の安否確認について〇〇警察署に通報された時の加入受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、条例第17条第2号及び第6号に規定する不開示情報を開示することとなり、条例第20条に該当するとして、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年2月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成29年3月22日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定の取り消しを求める。
 - イ 本件審査請求の理由
第三者が何と通報したのかを開示請求したかったのではなく、通報に基づき〇〇警察署がどう対応したかを知りたい。
- (2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

審査請求人が本件開示請求をしたのは、第三者による通報内容、通報者が特定できる情報ではなく、第三者が審査請求人の身に何か起きたのではないかとの判断により〇〇警察署に安否確認の依頼をしたことに対し、〇〇警察署がどう対応したのかを求めており、この部分は審査請求人の情報である。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件決定の理由

条例第20条に該当するため。

本件開示請求は、自己の安否確認に関する請求者以外の第三者からの通報内容についての開示請求であり、開示請求に係る文書の存否を答えることは、請求者以外の第三者が通報しているかどうかを明らかにすることとなり、関係者の権利利益を害するおそれがある情報（条例第17条第2号）であるとともに、警察への信頼を基に運用されている通報制度への疑念を生じさせ、警察に対する通報を躊躇させるなど通報に関する業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（条例第17条第6号）に該当することから、当該文書の存否を答えることはできない。

(2) 本件決定の妥当性

ア 条例第17条第2号（個人情報）の該当性

(ア) 本件開示請求は、開示請求者の安否確認について開示請求者以外の第三者が〇〇警察署に通報した内容の開示請求であり、特定の個人に関する情報の記載された行政文書を求めているものと認められ、条例第17条第2号に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当することは明らかである。

(イ) 条例第17条第2号ただし書は、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされている情報等について例外的に開示するものを定めたものであるが、本件開示請求に係わる情報はそれらの例外規定には該当しない。

イ 条例第17条第6号の該当性

本件開示請求は、開示請求者以外の第三者が行った警察への通報に関する開示請求であり、この情報が開示されれば、警察への信頼を基に運用されている通報制度への疑念を生じさせ、警察に対する通報を躊躇させるなど、通報に関する業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

ウ 条例第20条（行政文書の存否に関する情報）の該当性

本件開示請求は、前記のとおり特定の個人（開示請求者以外の第三者）が警察へ通報した内容に関する開示請求であるが、加入受理処理結果票は、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めるため、警察署等へ直接通報等をした際に、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておくため作成するものであり、通報者が通報した内容そのものが通報者の個人情報となる。

したがって、開示請求された行政文書の存否について回答することは、開示請求者以外の第三者が通報しているか否かの条例第17条第2号に規定する個人に関する情報を開示することとなるため、条例第20条の規定により、対象となる行政文書の存否を明らかにせず、不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記3(1)イのとおり、自分が知りたかったのは第三者の通報内容ではなく、通報に基づいて行われた〇〇警察署の対応内容であったと主張していると認められるが、審査請求人が本件開示請求時に同内容を主張していないため、実施機関は本件開示請求内容を基に本件決定を行ったものであり、本件決定に誤りは認められない。

(4) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考える。

5 審議会の判断

(1) 本件決定について

本件決定は、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、条例第17条第2号及び第6号に規定する不開示情報を開示することとなり、条例第20条に該当するため不開示としたものである。

(2) 条例第20条該当性について

ア 条例第20条は、開示請求に係る個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否を回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合において、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることについて定めたものである。

実施機関は、前記(1)のとおり、本件開示請求に係る個人情報の存否を答えることが条例第17条第2号及び第6号の不開示情報を開示することになるとしているため、まず、条例第17条第6号の該当性について検討する。

イ 条例第17条第6号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することに

より、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とするものである。

本件開示請求に係る情報は、審査請求人以外の第三者が行った警察への通報に関するものであり、当該情報が開示されれば、通報者に対し、通報内容に係る秘密が守られるという警察との信頼関係を基に運用されている通報制度への疑念を生じさせ、通報内容が開示される可能性を考慮して通報者が警察に対する通報を躊躇する等、通報に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第17条第6号に該当する。

ウ したがって、本件開示請求に係る個人情報の存否を答えることが条例第17条第2号に該当するか否かについて判断するまでもなく、本件開示請求は条例第20条に該当するものと認められる。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年3月24日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
平成29年4月14日	反論書の写しの受理
平成31年2月20日	審議（平成30年度第10回第2部会）
平成31年3月19日	審議（平成30年度第11回第2部会）
平成31年4月24日	審議（平成31年度第1回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学大学院社会科学研究院 教授	

中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者